

太子町社会福祉協議会報酬等に関する規程

平成 29 年 3 月 29 日
規 程 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人太子町社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の算定方法)

第 3 条 会長に対する報酬は、別表 1 に定める額とし、その他の役員等は無報酬とする。

2 役員等が職務のため出張したときは、太子町職員の旅費に関する条例（昭和 31 年条例第 11 号）別表 1 中 2 等級に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 会長に対する報酬の支給時期は、毎月 20 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、太子町社会福祉協議会職員給与規程第 9 条に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 5 条 社協は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 太子町社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規程（平成元年規程第 1 号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 会長の報酬

月額 20,000円